

検体検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成15年12月18日付け「保医発第1218001号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、別掲の項目につき検体検査実施料が平成15年12月18日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考	注
D023 微生物核酸同定・定量検査						
4	SARS コロナウイルス 核酸増幅検査	LAMP法	480	微生 145		*

[注]

* : SARS コロナウイルス核酸増幅検査は、LAMP (Loop-Mediated Isothermal Amplification) 法により測定した場合に限り、算定する。

SARS コロナウイルス核酸増幅検査は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体により行うものである。

本検査は、「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準の改正について」(平成15年11月5日健感発第1105006号)による臨床的特徴、届出基準によりSARS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。